

令和 7 年 2 月 5 日
共 産 党

「子どもコミッショナー（子どもの権利救済機関）」
の設置を求める意見書（案）

国連・子どもの権利委員会は平成 14 年、子どもの権利実現のためには、政府から独立した「子どもコミッショナー（子どもの権利救済機関）」の設置が必要だとした。すでに 70 か国以上で、子ども施策の担当省庁とは別に設置されている。

日本においては、こども家庭庁がスタートし、こども基本法が施行され、子どもの人権向上に寄与すると期待された。しかし、同法の中に「子どもコミッショナー（子どもの権利救済機関）」の設置は盛り込まれなかった。

「子どもコミッショナー（子どもの権利救済機関）」の役割は、人権擁護の立場で専門集団が子どもの SOS を受け止め、政府の子どもの権利条約の履行を監視し促進することにある。日本ではすでに、43 の自治体で子どもの相談・救済機関が設置されている。子どもの権利条約を批准して 30 年を経て、いよいよ国の責任で同機関を設置することが求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、「子どもコミッショナー（子どもの権利救済機関）」を設置するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣府特命担当大臣（こども政策） 宛